2-1-1 当番弁護士制度と被疑者国選弁護制度

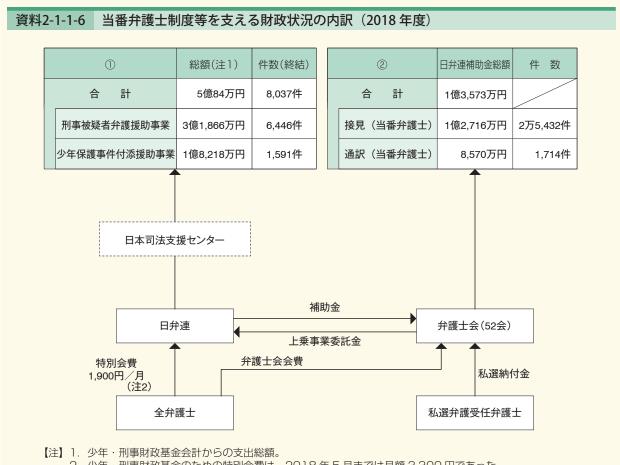
当番弁護士制度等を支える財政状況

当番弁護士制度、刑事被疑者弁護援助制度及び少年保護事件付添援助制度の財政は、日弁連、弁護士会 及び弁護士が支えている。

当番弁護士制度は、弁護士が日弁連に納めている特別会費(2009年5月までは「当番弁護士等緊急財 政基金特別会費」であったが、同年6月以降、「少年・刑事財政基金特別会費」に改編)及び各弁護士会 に納めている会費からの支出により支えられている。さらには、私選弁護を受任した弁護士の納付金(当 番弁護士を契機に私選弁護を受任した場合、弁護士報酬のうち一定割合の額を各弁護士会に納付する制度 に基づき、納付された金員)も当番弁護士制度を支える資金として活用されている。当番弁護士と面会し た被疑者が、弁護士を依頼したい場合で資力がないときや、家裁に送られた少年が付添人を依頼したい場 合には、日弁連による費用の援助を受けることができる。

刑事被疑者弁護援助事業及び少年保護事件付添援助事業は、2007年3月31日に財団法人法律扶助協会 が解散したことにより、同年4月1日から日弁連の法律援助事業として運営がなされ、同年10月から法 テラスに業務委託されている。

下図は、当番弁護士制度等を支える財政についての大まかな資金の流れを示したものである。



2. 少年・刑事財政基金のための特別会費は、2018年5月までは月額3,300円であった。